

河川及び地下水における
有機フッ素化合物 (PFOS 及び PFOA) の調査結果



令和5年2月1日
郡山市環境部
環境保全センター
所長 斎藤 直樹

ターゲット 6.3 TEL: 923-3400

SDGs ターゲット 6.3 「汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する」

令和5年1月24日に環境省が「令和3年度公共用水域水質調査結果及び地下水測定結果」を公表しましたが、そのうち市内の河川及び地下水における有機フッ素化合物 (PFOS 及び PFOA) の調査結果についてお知らせします。

令和3年度及び令和4年度に実施したすべての調査地点において、国が定める暫定指針値である1リットル当たり50ナノグラムを下回っています。

「PFOS 及び PFOA」 調査結果

【単位：1リットル当たりに含まれるナノグラム】

	調査地点名	調査年度		暫定指針値
		令和3年度	令和4年度	
河川	逢瀬川 (阿武隈川合流前)	5.8	5.5	50以下
	大滝根川 (阿武隈川合流前)	2.5	2.0	
地下水	中田町中津川 地内	0.3未満	—	
	大槻町 地内	5.4	—	
	田村町守山 地内	—	5.7	
	喜久田町 地内	—	4.1	

※ 「ナノグラム」は10億分の1グラム

※ 調査結果は PFOS 及び PFOA の合計値

※ 河川は代表的な環境基準点 (水域の環境基準の維持達成状況を把握するための地点) で調査を実施。地下水は年度毎に市内で2地点を選定して調査を実施。

<PFOS 及び PFOA>

PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及びPFOA(ペルフルオロオクタン酸)の略。

数多く存在する有機フッ素化合物の代表的な物質で、令和2年5月に環境省が要監視項目(※)に位置づけ、暫定指針値 (1リットル当たり50ナノグラム以下) を設定した。

※要監視項目：人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、直ちに水質環境基準健康項目とはせず、引き続き、公共用水域等の検出状況などの知見の集積に努めるべき物質。

※環境省「令和3年度公共用水域水質調査結果及び地下水測定結果」はこちら

URL https://www.env.go.jp/press/press_01089.html

